

## 「トラック輸送の省エネ対策の推進(燃料費高騰対策)」

### (エコタイヤの導入に対する補助)の実施(第2次募集)について 【岐ト協会員用】

国の平成25年度補正予算によりトラック輸送の省エネ対策(燃料費高騰対策)として平成26年3月に補助金申請の募集(第1次募集)を行いました。下記要領にて第2次募集を行うこととなりました。

このうち、エコタイヤの導入に対する補助金の対象及び申請方法等について、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 補助対象事業者

下記のア～ウのいずれかに該当する者であって、**保有車両5両以上30両以下の者**

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者
- ウ 第二種貨物利用運送事業者

#### 2. 補助対象

下記の①～③の全ての要件を満たすエコタイヤの導入

- ① **平成25年12月12日から予算額に達した申請受付日までに導入されたもの<sup>※1</sup>**であること
- ② **全日本トラック協会が定めるもの**であること(該当する商品、型式、サイズ等)
- ③ **車両総重量12t超の事業用トラック(新車を除く)の全てのタイヤ<sup>※2</sup>**に導入されたものであること

※1 エコタイヤの納品及び支払が申請受付日までに実施・完了されたものが対象となります。

※2 トレーラ車両のタイヤ及びスペアタイヤは含まれません。

**◆従来の岐阜県トラック協会独自のエコタイヤ助成金との重複助成は受けられません。**

#### 3. 補助額等

| 補助対象  | 補助率                           | 補助額 <sup>※2</sup>   | 補助上限台数                         |
|-------|-------------------------------|---|--------------------------------|
| エコタイヤ | 導入費用 <sup>※1</sup> の<br>1/4以内 | <u>上限額:1台あたり9万円</u><br>※トラック協会との協賛補助により、<br>補助額は1台あたり最大18万円 | <u>1事業者あたり10台<sup>※3</sup></u> |

※1 導入費用には、タイヤへの装着費用(工賃)等その他諸費用は含まれません。

※2 補助額は1台毎に算出するものとし、算出された補助額に千円未満の端数がある場合は千円未満を切り捨てた額が補助額となります。

※3 1事業者あたりの補助上限台数は、第1次募集と第2次募集を合わせた台数となります。なお、下記「9. 交付決定及び額の確定通知」の交付決定方法に基づき割り当てます。

#### 4. 予算額

第1次募集の予算残額の範囲内<sup>※1</sup>

※1 補助は予算額の範囲内で実施いたします。したがって、申請受付日までに導入したものであっても、**予算額が超過した場合は、補助金が交付されません。**

#### 5. 申請先

岐阜県トラック協会(本社が所在する都道府県トラック協会)

#### 6. 申請受付期間

**平成26年5月19日(月)から6月6日(金)まで**

※補助金申請額が予算額を超過した日をもって申請の受付を終了します。

## 7. 申請書類等

申請書一式（下記◆必要な書類）：正本1部、副本2部の合計3部（全ト協宛）

＋ 岐ト協宛申請書のみ：正本1部、副本1部

※岐阜県トラック協会に申請の方は、申請時に補助金請求書（全ト協及び岐ト協宛）も併せて提出して下さい。

### ◆必要な書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書（様式第1）及び別紙（様式第1の2）【全ト協宛 及び 岐ト協宛】
- (2) 振込先調書
- (3) エコタイヤの販売証明書
- (4) 導入したエコタイヤの商品名、型番、サイズ等を証する書類の写し（見積書、納品書等）
- (5) 補助対象経費にかかる請求書の写し
- (6) 補助対象経費にかかる支払を証する書類（領収証等）の写し
- (7) 導入したエコタイヤを装着する車両の自動車検査証の写し

※申請書類のうち副本の1部は申請者控えとしてお返しします。補助金交付決定を受けた場合は、5年間の保管義務がありますので、大切に保管してください。（一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。）

## 8. 交付決定及び額の確定通知

申請書類の内容を審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、各都道府県トラック協会から申請者へ連絡いたします。

なお、補助金申請額が予算額を超過した場合は、予算を超過した日に受付した申請の中から、当該期日における予算残額の範囲内において、抽選にて交付決定を行います。（1台ごとに予算の範囲内で割り当てます。）

※詳細については、全日本トラック協会ホームページにおいてお知らせします。

## 9. 注意事項

- (1) この補助事業は、事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）に装着するエコタイヤが対象となります。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）に装着する場合は補助対象ではありません。
- (2) 補助対象は装着する車両（新車を除く）の全てのタイヤにエコタイヤを導入した場合に限ります。装着する車両の一部本数分を導入した場合は補助対象となりません。
- (3) この補助事業は、各都道府県トラック協会において定める期間内に、納品及び支払が完了したものが対象となります。
- (4) この補助事業は、申請受付日までに新車新規登録が完了されたものについて、申請が可能です。

支払いの取り扱いについては、現金による購入や割賦支払いが完了する等、申請受付日までに支払いが完了しているものから交付決定を行います。申請受付日の翌日以降に決済される手形や割賦といった購入形態においては、支払いが完了し、領収書等の書類が提出されたものから交付決定を行います。なお、支払いの最終期限は、平成26年9月30日までとなります。

また、申請受付期間内に既に支払いが完了している申請者による申請額が予算額に達している場合や、後日支払いが完了し、領収書等の提出がなされた時点で既に予算額に達している等の場合は、補助金を受けることはできませんのでご注意ください。

- (4) 補助金を受けて購入したエコタイヤを転売することは認められません。このような場合は、補助金を返還していただくこととなります。
- (5) 第1次募集で交付決定を受けた車両に装着するエコタイヤは、補助対象となりません。ただし、第1次募集で交付決定を受けた事業者であっても、3. 補助上限台数の範囲において第1次募集で交付決定を受けた車両以外の車両に装着するエコタイヤについては補助対象となります。